

柳井ウェルネスパーク指定管理者募集要項

柳井ウェルネスパークの指定管理者（指定管理者とは、公の施設の管理運営を行う法人です。）を募集します。

1 対象施設の概要

名 称	柳井ウェルネスパーク
所 在 地	柳井市新庄 1 3 2 6 番 1 ほか
面 積	2 0 . 4 h a
設 置 の 目 的	住民の心身の健康向上に資するため、また、住民相互の出会いや語り等のコミュニケーションの場、さらにスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、明るく豊かな生活形成に寄与するため
主 要 な 施 設	温水利用型健康運動施設（温水プール、温浴施設、フィットネスルーム等）、多目的広場、テニスコート、大型複合遊具、修景池、ジョギングコース、健康広場、草スキー場、展望台、駐車場、水車小屋等
そ の 他	施設の概要は、別添資料 1 「柳井ウェルネスパーク施設概要」を参照してください。

2 指定管理者が行う業務

柳井ウェルネスパーク内の施設（以下「公園施設」という。）の管理運営

- （１）公園施設の利用許可に関する業務
- （２）公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （３）公園施設の設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理料

指定期間中における市が支払う指定管理料の額は、市議会の議決を経て決定される予算額の範囲内となり、指定管理者と締結する年度協定で定めるものとします。

ただし、本提案における基準額は、6 1 9 , 3 0 0 千円（うち消費税及び地方消費税の額 5 6 , 3 0 0 千円）とし、本額を上限額とします。

また、指定管理期間中、賃金水準、物価、光熱水費その他の管理運営に要する経費が著しく変動し、当初の指定管理料の算定条件と実際の管理運営経費との間に著しい乖離が生じた場合、指定管理者からの申出又は市の判断により、指定管理料の額について協議を行うことができるものとします。

5 利用料金等

利用料金は、柳井市都市公園条例（平成17年柳井市条例第127号）に定める額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受することとします。

6 応募資格

次の要件を満たす法人であることを応募資格とします。

（1）法人又はその代表者が次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市の般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

カ 指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 国税、県税、市税を滞納している者

ク 役員等（その役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

コ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められる者

サ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

シ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（2）指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人

（3）事故、機器の故障等、緊急な対処を要する事態が発生した場合、迅速に対応できる場所に本社、本店、営業所又は事務所を有する者

（4）現地説明会に参加できる団体であること（参加を強制するものではありません。）。

7 応募に必要な書類

- (1) 指定申請書
- (2) 指定管理期間内の年度ごとの事業計画書
- (3) 指定管理期間内の年度ごと及び合計の収支予算書
- (4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (5) 当該法人の登記簿謄本
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（決算時の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。）
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 国税、県税、市税の完納証明書
- (9) その他（必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。）

※応募に必要な書類は、この順番に並べて提出してください。

8 提出部数

正本1部、副本7部（副本は複写可）、計8部（原則A4縦型とします。）

A4横のものを添付する場合は、A4横の上がA4縦の左側となるようにすること。

9 募集要項等、申請書

- (1) 募集要項等の配布期間

令和8年9月15日（火）から令和8年9月30日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

- (2) 募集要項等の配布場所

市教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課 柳井市柳井3670番地1

- (3) 申請書の受付期間

令和8年10月13日（火）から令和8年10月20日（火）まで

（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）

- (4) 申請書の提出場所

市教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課 柳井市柳井3670番地1

- (5) 申請書の提出方法

持参又は郵送

- (6) 質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年9月24日（木）8時30分から令和8年10月1日（木）午後5時まで

イ 受付方法

別紙「指定管理者募集に係る質問書」に記入の上、市教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課に電子メール（shogaigakushu@city-yanai.jp）で提出してください。

ウ 回答方法

質問の受付期間終了後、一括して全応募団体に電子メールで回答します。

(7) 現地説明会

- ア 日 時 令和8年9月28日(月) 午前11時～
イ 集合場所 アクアヒルやない正面玄関前(柳井市新庄1326番1)
ウ 申 込 み 別紙「現地説明会申込書」に必要事項を記入の上、令和8年9月25日(金)までに市教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課に電子メール(shogaigakushu@city-yanai.jp)で申し込んでください(各団体3人以内)。

10 選定方法

提出された応募書類及び次のプレゼンテーションにより選定を行います。なお、指定管理候補者の選定に当たっては、公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会で審査します。

プレゼンテーション

- (1) 開 催 日 令和8年10月27日(火) ※午後からを予定
(2) 場 所 サンビームやない視聴覚室
(3) 時間配分 説明時間：20分以内 質疑応答：15分以内
(4) 説明内容 指定管理業務仕様書に基づき、次の内容について具体的な取組方法を説明してください。
ア 申請者の経営方針について
イ 施設の管理について
ウ 施設の運営について
エ 個人情報の保護の措置について
オ 緊急時対策について
カ 団体の理念について
キ 収支予算について
ク 地域との連携及び貢献活動への取組
(5) そ の 他 パソコン及びプロジェクターが必要な場合は、市教育委員会で用意します。

11 申請等に要する経費

申請及びプレゼンテーションに要する経費は、全て申請者の負担とします。

12 選定の基準

- (1) 利用者の平等な利用が確保され、住民サービスの向上が図られること。
(2) 設置目的を効果的に達成するとともに、施設の適正な維持管理が図られること。
(3) 管理運営に係る経費の縮減が図られること。
(4) 管理運営を安定して行うことができる物的及び人的能力を有すること。
(5) 市民参画、市民協働推進等、地域との連携や地域への貢献が図られること。

13 無効又は失格

- (1) 申請書の提出方法、提出先及び提出期限が守られなかった場合
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書及びプレゼンテーションの内容に虚偽があった場合
- (4) 応募資格に該当しない場合
- (5) その他不適当と認められるもの

14 選定結果の通知

指定管理候補者の選定後、速やかに、全ての申請者に書面で通知します。なお、指定管理候補者に対する通知は単に事実上の行為であり、指定管理者として指定したものではありません。市議会の議決により指定管理者に指定されるものです。ただし、通知は、当該応募者の選定結果のみとします。

15 指定管理者の指定及び協定の締結

市議会の議決を経て、指定管理者の指定が行われます。その後、市と指定管理者は管理運営に係る細目的事項を定めた基本協定を締結します。なお、年度ごとの事業実施に係る事項や市が支払うべき管理経費の額等については、別途年度協定を締結します。協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項については、市と指定管理者の協議により、双方が誠意をもって解決を図るものとします。

16 事務・業務の引継ぎ

指定管理者に指定された者は、令和9年4月の業務開始に向けて、随時、協議や業務の引継ぎを行っていただきます。なお、その経費は、指定管理者に指定された者の負担とします。

また、指定管理期間の終了若しくは指定の取消により、次期指定管理者の業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎするものとします。

17 その他

(1) 市議会議決までの留意事項

市議会の議決を経るまでの間に指定管理候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたとき、又は辞退届が提出された場合は、指定管理候補者を取り消し、順次次の順位以降の応募者が指定管理候補者となります。なお、その場合、市に生じる損害は、指定候補を取り消された当該指定管理候補者が負うものとします。

(2) 協定締結後、業務の継続が困難になった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しを行うことができるものとします。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何にかかわらず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

- (3) 提出書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (5) 市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (6) やむを得ない理由により応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

17 配布資料

- (1) 柳井ウェルネスパーク指定管理者申請書類一式
- (2) 柳井ウェルネスパーク指定管理業務仕様書（資料集を含む。）
- (3) 柳井市公の施設における指定管理者指定の手續等に関する条例及び同条例施行規則
- (4) 柳井市都市公園条例及び同条例施行規則

18 問合せ先

柳井市教育委員会 生涯学習・スポーツ推進課 担当：西田、重岩

電話：0820-25-2424

メールアドレス：shogaigakushu@city-yanai.jp